

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案 参照条文

義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第二百三二号）（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とする。

公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第五百一十二号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、養護学校における義務教育のすみやかな実施を目標として公立の養護学校の設置を促進し、かつ、当該学校における教育の充実を図るため、当該学校の建物の建築、教職員の給料その他の給与等に要する経費についての国及び都道府県の費用負担その他必要な事項に關し特別の措置を定めることを目的とする。

市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）（抄）

第一条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校及び養護学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）、及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）第二条第三項の政令で定める者をいう。以下同じ。）、の給料、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿直手当

、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（以下「給料その他の給与」といふ。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（同法第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行つたために要する費用の弁償（次条において「報酬等」といふ。）は、都道府県の負担とする。

児童手当法（昭和四十六年法律第七十二号）（抄）

（児童手当に要する費用の負担）

第十八条 被用者（第二十条第一項各号に掲げる者が保険料又は掛金を負担し、又は納付する義務を負つ被保険者、加入者、組合員又は団体組合員をいう。以下同じ。）に対する児童手当の支給に要する費用は、その十分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その十分の二に相当する額を国庫が負担し、その十分の〇・五に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

2 被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）に対する児童手当の支給に要する費用は、その六分の四に相当する額を国庫が負担し、その六分の一に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

3 次に掲げる児童手当の支給に要する費用は、それぞれ当該各号に定める者が負担する。

一 各省各庁の長又はその委任を受けた者が前条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定（以下この項において単に「認定」といふ。）をした国家公務員に対する児童手当の支給に要する費用 国

二 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用 当該都道府県

三 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用 当該市町村

4 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、児童手当に関する事務の執行に要する費用を負担する。

5 第一項又は第二項の規定による費用の負担については、第七条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月からその年又は翌年の五月までの間（第二十六条第一項の規定による届出をした者にあつては、その年の六月から翌年の五月までの間）は、当該認定の請求をした際（第二十六条第一項の規定による届出をした者にあつては、六月一日）における被用者又は被用者等でない者の区分による。

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第五十一条の十 同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すことができる。

学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）（抄）

（二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設）

第五条の二 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設（次条において「共同調理場」という。）を設けることができる。